

利用料金（目安）

※利用料の1割の額が利用者負担額となります。

実際の支払額は月々利用者負担上限月額までの金額となります。

利用者負担上限月額は世帯によって異なります。（利用者負担上限月額は通所受給者証に記載）

1 児童発達支援えがお【定員5名】地域区分5級地 10.76円

項目		種別・内容		単位	金額	1割額
基	児童発達支援給付費	定員5名		2,131 単位/日	22,929 円	2,292 円
加算 (法令で定められた加算)	児童指導員等加配加算	常勤専従・経験5年以上		374 単位/日	4,024 円	402 円
		常勤専従・経験5年未満		305 単位/日	3,281 円	328 円
		常勤換算・経験5年以上		247 単位/日	2,657 円	265 円
		常勤換算・経験5年未満		214 単位/日	2,302 円	230 円
		その他の従業員を配置		180 単位/日	1,936 円	193 円
	看護職員加配加算	看護師を配置している場合に加算	(I)	400 単位/日	4,304 円	430 円
			(II)	800 単位/日	8,608 円	860 円
	家庭支援加算	居宅を訪問して相談支援を行った際に加算	1時間未満	200 単位/日	2,152 円	215 円
			1時間以上	300 単位/日	3,228 円	322 円
	専門的支援体制加算	理学療法士や5年以上の実務経験を有する児童指導員又は保育士を常勤換算で1以上配置		247 単位/日	2,657 円	265 円
	専門的支援実施加算	上記に加え、支援実施計画を作成し記録		150 単位/日	1,614 円	161 円
	食事提供加算	食事提供加算	(I)	30 単位/日	322 円	32 円
			(II)	40 単位/日	430 円	43 円
	入浴支援加算（月8回を限度）	入浴支援を行った場合に算定		55 単位/日	591 円	59 円
	利用者負担上限管理加算	上限管理が必要な場合の事務手続きを行っている場合の加算		150 単位/月	1,614 円	161 円
	福祉職員配置加算	福祉の専門職を配置することにより加算	(I)	15 単位/日	161 円	16 円
			(II)	10 単位/日	107 円	10 円
			(III)	6 単位/日	64 円	6 円
	欠席時対応加算 （月8回を限度）	急病などにより予約していた利用を中止した場合の加算		94 単位/日	1,011 円	101 円
	強度行動障害児支援加算			200 単位/日	2,152 円	215 円
送迎加算	重症心身障害児		40 単位/回	430 円	43 円	
	重心+医療的ケア児（医療的ケア16以上）		120 単位/回	1,291 円	129 円	
福祉・介護職員処遇改善加算	(V) (1)		月間合計単位数×111/1,000			

※上表の金額は小数点により誤差が生じる場合があります。

2 介護給付費対象外サービス利用料金

項 目		金 額
創作活動に係る材料費		実費
季節行事に係る費用		実費
社会訓練に係る費用		実費
おやつ代		60 円
ユーティリティーコスト (月 8 回までは無料。9 回目以降左記金額)	入浴時のみ (光熱水費・タオル代込み)	640 円
おむつ使用料	当施設で用意したおむつを使用した場合	150 円
	当施設で用意した尿とりパッドを使用した場合	50 円
とろみ材	当施設で用意したとろみ材を使用した場合	50 円
キャンセル料 (利用者の病状の急変や急な入院等の場合は、キャンセル料は請求しません)	3 日前までのご連絡の場合、キャンセル料は不要です。	
	3 日前までにご連絡がない場合、1 日あたりの利用料 50% を請求します。	

3 利用者負担に関する月額上限

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯又は中国残留邦人支援法に基づく支援給付受給世帯	0 円
低所得 1	市民税非課税世帯 (障害者又は障害児の保護者の収入が年間 80 万円以下の方)	0 円
低所得 2	市民税非課税世帯 (低所得 1 に該当しない方)	0 円
一般 1	市民税課税世帯 (所得割 28 万円未満の障害児)	4,600 円
	市民税課税世帯 (所得割 16 万円未満の障害者)	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円